

# 富山市教育委員会 12月定例会 資料

## 令和4年12月市議会定例会 一般質問の概要

1 会期 令和4年11月30日（水）～12月20日（火）

2 概要 4日間の一般質問において、15人の議員から質問があった。  
質問者、答弁の概要は次のとおり。

### （1）不登校児童生徒への対応について

①富山市議会自由民主党 横野 昭 議員（12月5日）

（問）本市の中学校に通う生徒が自ら命を絶つというこの度の痛ましい事件を踏まえ、教育委員会として今後どのような対応や対策を行っていくのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）先般、11月19日、本市中学校の3年女子生徒が亡くなるという、たいへん痛ましい事案が起きましたことは、まさに痛恨の極みであります。

お亡くなりになられた生徒のご冥福を心よりお祈りするとともに、大切なお子様をなくされた保護者並びにご遺族の皆様に謹んで哀悼の意を表します。

この事案におきましては、発生後、報道によって初めて知る内容もあるなど、情報が錯綜する中、当該女子生徒が在籍していた学校では、全校集会並びに保護者説明会を開催し、個人情報に配慮しながら、可能な範囲で状況説明を行いました。

また、市教育委員会としましては、11月24日に臨時校園長会を開催し、私から再発防止に関する訓示を行うとともに、各学校・園において、

- ・命の大切さについて繰り返し園児・児童生徒に伝えていくこと
- ・園児・児童生徒の言動の変化を見逃さないよう、日ごろの観察や面談を通したきめ細かな対応にあたること
- ・気になる言動が見られたり、不登校傾向や不登校が続いている児童生徒に加え、おとなしくまじめで、取り立てて問題行動のないと思われる子どもたちにも気を配り、適切な支援や見守りの体制を整えること
- ・児童生徒に、いち早く相談することの大切さや、誰にどうやって助けを求めるべきのかについて指導を行うこと

など、生徒指導の徹底を図るよう周知いたしました。

さらに、11月29日には、教育委員会臨時会を開催し、本事案に係る、学校及び市教育委員会の対応を含め、いじめの有無、初期対応の是非を含めて、予断を持たず公正・中立な立場から調査を行う、外部有識者による組織の設置を議決いたしました。

この調査組織は、弁護士、学識経験者、社会福祉士の三者で構成し、事実関係の調査及び事実認定、検証を行い、その結果に基づき、当該事案への対処や同種の事案の発生防止について市教育委員会に提言をいただくこととしております。

市教育委員会では、これまで、いじめや不登校への対策として、

- ・校園長会や各種研修会で、事例をもとにいじめ防止に対する具体的な取組みを指導し、学校の危機管理意識の向上に努める
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、外部人材を活用した教育相談体制の充実を図る

など、研修を通じた教職員の資質能力の向上と、子どもたち一人ひとりにきめ細かく対応するための体制の整備に努めてまいりました。

また、学校現場では、児童生徒及び保護者の思いに寄り添いながら不安や悩み等を傾聴したり、学校生活アンケートや教育相談を実施したりして、小さな変化を見逃さずいじめや不登校の早期発見、早期対応に努めてきたところですが、今回の事案を受けまして、より一層の努力が必要であると強く感じております。

こうしたことから、市教育委員会としましては、教職員の指導力の向上を一層図るため、今後は、年次指定研修会、生徒指導主事研修会等のさまざまな研修を通して、子どもたち一人ひとりの不安や悩みに対し、傾聴と寄り添いをもった対応を迅速に行うことの重要性について、諸問題への早期発見・早期対応の大切さと併せ、繰り返し啓発を促してまいりたいと考えております。

加えて、こうした痛ましい事案が、今後二度と起きることのないよう、学校はもとより、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家及び児童相談所やPTAなどの関係機関・団体とも、これまで以上に連携を図りながら、本市の子どもたち、保護者、市民の皆様の信頼にこたえられる教育の実現に向けて総力を挙げて取り組んでまいります。

(問) 不登校の児童・生徒へ、今後どのような対応や対策を行っていくのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における本市の令和3年度の不登校児童生徒数は、小学校350人、中学校468人、計818人であり、前年度から小学校91人、中学校104人、計195人の増加となっております。

また、児童生徒1000人当たりの出現率は、小学校18.0、中学校46.3であり、全国平均を小学校では5.0ポイント上回り、中学校では3.7ポイント下回っております。

次に、不登校の主な要因としましては、「無気力・不安」、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」といった本人の状況に関するものが最も多く、次いで「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」といった学校生活に関するものとなっております。

こうした状況において、小・中学校では、学級担任等が、個々の状況に応じて家庭訪問やICTを活用した面談、電話や手紙でのやりとり等、さまざまな方法で児童生徒やその保護者と継続してかかわりをもち、心身の健康状態の把握、悩みや不安への寄り添いと支援を通して、つながりを切らさないように努めています。

また、市教育委員会では、これまで不登校児童生徒への支援の施策として、

- ・児童生徒やその保護者の心理的なケアを担うスクールカウンセラーの全小・中学校への配置
- ・児童生徒やその保護者に対して福祉的なサポートを担うスクールソーシャルワーカーの全中学校及び小学校25校への配置
- ・市内2か所に適応指導教室を設置することに加え、中学校6校に校内適応指導教室を設置
- ・保護者等を対象とした「『学校に行きづらい』と感じている子どもたちをサポートした

- い」と題した不登校相談会や、不登校児童生徒を対象とした自然体験活動等の実施
- ・不登校児童生徒が、教室への復帰を目指して一時的に学習や活動を行うための相談室の整備

等、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を進めてまいりました。こうした取組みにより、令和3年度は不登校児童生徒のうち小学校92人、中学校163人、計255人が以前より登校日数が増えるなど改善がみられるようになりました。

しかしながら、不登校児童生徒数の増加自体にはなかなか歯止めがかからない状況であり、不登校児童生徒に多様な教育機会を確保することや、さまざまな施策に関する情報を発信していくことの必要性がますます高まっているものと認識しております。

今後、市教育委員会としましては、不登校児童生徒が生じない学校づくりのために、

- ・生徒指導主事研修会や不登校児童生徒等への対応に関する研修会等、研修の充実による教員の児童生徒理解能力や対応力の向上
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員による教育相談体制の充実
- ・不登校相談会や自然体験活動等の内容の充実と、その実施について保護者への更なる周知
- ・児童生徒が心を落ち着かせ、居場所と感じることができるような相談室の新設やその室内環境の整備

等の施策を一層推進していく必要があるものと考えております。

## ②自由民主党 金岡 貴裕 議員（12月5日）

（問）増加の一途をたどる本市の不登校児童生徒の状況について、市長の見解を問う。

＜学校教育課：市長答弁＞

（答）私は「幸せ日本一とやま」の実現に向けた最重要政策テーマとして、次代を担う人材を育成するために「育む未来！活き活きひとづくり日本一とやま」を掲げており、児童生徒が富山市の未来を担う大切な人材であることは言うまでもありません。

不登校児童生徒数は、令和4年10月27日に文部科学省が公表した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によりますと、現在の集計方法となった平成27年度以降最多であり、また、本市におきましても増加に歯止めがかからないという現状については、私も大変憂慮しているところであります。

本市では、第2次富山市総合計画後期基本計画において、「学校教育の充実」や、「家庭・地域における教育力の向上」等を施策に位置づけ、様々な取組みを行っているところではありますが、不登校児童生徒数が増加の一途をたどっている状況を鑑みますと、未来を担う大切な子どもたちへの支援体制を一層充実させていくことが必要であると感じております。

また、私自身、子どもたちを取り巻く状況の変化や、個人や社会の価値観が多様化・複雑化する中、子ども一人ひとりに応じた教育や支援がより一層求められていると認識しております。

加えて、学校のみならず、家庭や地域における周囲のあらゆる大人が子どもたちの様子に目を配り、声をかけ、手を差し伸べる社会であることが必要ではないかとの考えから、今日に至るまで折に触れて教育の重要性について訴え続けるとともに、私たちには

「未来をつくる責任」があることを一貫して呼びかけてまいりました。

今後とも「幸せ日本一とやま」の実現を目指し、地域の子どもは地域で育てるという気運の醸成を図り、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、教育委員会とともに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

(問) 不登校の初期段階の欠席が長期化・深刻化する前の早い段階で学校と教育委員会との間で情報を共有・連携しながら組織的に支援していくことがより一層必要になると考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 各学校においては、学級担任をはじめ、学年担当や養護教諭等が児童生徒との日ごろからのかかわりや、面談、アンケート等を通して児童生徒のよさや頑張り、不安や悩み等を把握するように努めています。

また、口数が少なくなったり表情が曇りがちになるなど、子どもに小さな変化が表れた際には、速やかに教師が声かけをし、見守りを行い、電話や家庭訪問を通して、保護者との連携を図るなど、一人ひとりの状況に応じた支援を行っています。

こうした学校現場での対応に加えて、市教育委員会では、7日以上欠席が続く児童生徒や相談室等を主な居場所とするなど不登校の前兆とみられる児童生徒について、学校から毎月報告を受けており、対応についての助言や、学校からの依頼を受けて臨床心理士やスクールソーシャルワーカーの派遣などの対応を行っているところであります。

市教育委員会といたしましては、不登校問題につきましては、早い段階での対応が何よりも大切であり、また、いかなる場合においても、一人ひとりに応じたきめ細かで組織的な支援が必要であるとの考えに基づいて、学校への指導と助言、専門家や関係機関との連携により、不登校の未然防止・早期発見、早期対応に、より一層努めてまいりたいと考えております。

(問) 適応指導教室の数を増やすべきと考えるが、見解を問う。

＜教育センター：事務局長答弁＞

(答) 本年10月末時点での適応指導教室の利用状況は、豊田適応指導教室で36人、婦中適応指導教室で46人の計82人となっております。また、各教室の一日の通級人数は、平均10人程度となっており、施設の受け入れ可能人数にはまだ余裕があることに加え、市内中学校6校において、他の生徒の目を気にすることなく登校できる、校内適応指導教室を設置しており、令和3年度におきましては87人の生徒が利用しておりました。こうしたことから、市教育委員会といたしましては、現時点で適応指導教室の数を増やすことは考えていないところであります。

(問) 適応指導教室について、不登校児童生徒はもとより教員への周知が不十分であり改善すべきと考えるが、見解を問う。

＜教育センター：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会では、これまでも年度当初に学校を通じて、適応指導教室の概要を記したリーフレットを全家庭に配付することに加え、不登校児童生徒の支援団体や市PTA連絡協議会等に適応指導教室の施設や活動内容を伝えるとともに、保護者への紹介を依頼し、

適応指導教室の周知を図っているところであります。

さらに今年度は、周知に向けた新たな取組みとして、夏季休業中に小・中学校の教頭及び教育相談担当教員のいずれか1名に加え、希望する担任等を対象とした適応指導教室の説明会を行い、保護者への紹介を依頼したところであり、その結果、2学期以降に適応指導教室を見学に訪れる児童生徒やその保護者が増加しております。

市教育委員会といたしましては、来年度以降もこれらの取組みを継続していくとともに、説明会やリーフレットの内容について適宜見直しを図りながら、適応指導教室のさらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

(問) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを増員すべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会では、これまで不登校児童生徒への支援に関する施策として、

- ・児童生徒やその保護者の心理的なケアを担うスクールカウンセラーの全小・中学校への配置
- ・児童生徒やその保護者に対して福祉的なサポートを担うスクールソーシャルワーカーの全中学校及び小学校25校への配置

など、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を進めてまいりました。

しかしながら、近年、生徒指導に関する様々な支援を必要とする子どもや子育てに悩みを抱える保護者が年々増加する傾向にあり、また、支援も多様化していることから、市教育委員会といたしましては、必要に応じて、スクールカウンセラーの配置時間の拡充を県教育委員会に要請するとともに、スクールソーシャルワーカーの増員と配置時間の拡充も検討してまいりたいと考えております。

(問) 市教育委員会は不登校生徒の進学率や進学した後の状況についてどの程度把握しているのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 不登校生徒の進路状況に関しましては、県教育委員会の調査結果を基にお答えすることとなります。その調査には専修学校への進学者が含まれていないため、正確な進学率とは言えないものであります。そのうえで、本市の令和3年度不登校生徒の卒業後の進路状況を申しますと、149人のうち133人が中学校を卒業後、全日制、定時制、通信制の高等学校に進学しており、その割合は89%となっております。

この数値は、不登校であった子どもが高等学校への進学の機会を手にした結果ではあります。子どもが社会に復帰したととらえるには難しい面があります。

なお、高等学校進学後の状況につきましては把握しておりません。

### ③日本共産党 吉田 修 議員（12月6日）

(問) 市立北部中学校での自殺問題における、1年生の時の問題への学校の対応について、教育委員会の見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) このたびの事案につきましては、今後、外部の有識者による調査組織により、予断を

持たず徹底して調査・検証を行うことになること、現在、把握しております部分においては、概ねの内容が個人情報に該当することから、詳細について申し上げることは控えさせていただきます。

そのうえで、現在可能な範囲でのご説明となります、当該生徒が1年生の2学期、年度では令和2年度において、他の生徒との間にトラブルが発生したため、教員が双方の生徒から聞き取りを行っております。

なお、この時点での学校の対応につきましては、今後、調査組織によって調査・検証されることになり、現段階において市教育委員会の見解を示すことは、調査に予断を与えるべきため、答弁は差し控えさせていただきます。

(問) 事案があった後の学校と教育委員会による初期対応はどうだったのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 11月21日の朝刊において当該生徒の死亡に関する記事が掲載されたことを受け、学校におきましては、速やかにご遺族と連絡をとり、承諾を得た上で、朝の時間帯に全校集会を行い、校長から事実の説明を行いました。

その後、各教室で担任が生徒一人ひとりと面談を実施し、傾聴しながら寄り添うとともに、不安を感じている生徒の把握に努め、生徒の要望に応じて市教育委員会と県教育委員会の双方から派遣した臨床心理士が心のケアにあたりました。

また、当該校の全保護者に対しましては、緊急安全メールを通じて同日午後7時30分から保護者説明会の開催を案内し、校長が個人情報に配慮した上で経緯の説明を行い、質疑に対応しました。

一方、市教育委員会としましては、去る11月24日に、臨時の校園長会を招集し、教育長から児童生徒の小さな変化を見逃さず対応すること、児童生徒の様子等について教職員間で情報を共有し、外部機関等とも連携を図りながら組織的な対応や見守りを行うことについて訓示を行いました。加えて同日付で通知を各学校に発信し、

- ・命の大切さについての指導
- ・児童生徒へのきめ細かな対応の徹底
- ・教職員の情報共有と組織対応の徹底
- ・SOSの出し方に関する教育の推進

の4点について注意喚起を行うとともに、不登校や不登校傾向が続いている児童生徒の状況の把握と組織的な対応について再点検を指示したところであります。

(問) 有識者による調査組織の構成と今後の対応について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) この度の事案発生に際しましては、その内容が極めて重要かつ異例の事態であることから、「いじめ防止対策推進法第28条」及び文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の事案として、あらゆる可能性を排除せず、公正性・中立性を確保しながら事実関係を明確にするための厳正な調査が必要であると考え、去る11月29日に、教育委員会臨

時会を開催し、「外部の有識者による調査組織」の設置を議決いたしました。

本市の「いじめ防止基本方針」におきましては、重大事態が疑われる事案についての調査組織の構成につきましては、『弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験がある者』と規定しており、調査の迅速性を図る観点から、当面は、弁護士1名、学識経験者1名、社会福祉士1名の合計3名で構成することとしておりますが、調査等の状況に応じ関係分野の専門家を加えることも必要であると考えております。

また、今後の対応といたしましては、今月中に、委員の決定と設置を完了するとともに、各委員に調査を開始していただいた上で、令和5年1月に第1回会議を開催し、おおむね6か月を目途に調査を行っていただくことを予定しておりますが、調査の進捗状況によってはさらに期間が延長されることもあり得るものと考えております。

なお、この調査組織において実施される内容といたしましては、事実関係の調査及び事実認定と検証、また検証結果に基づいた市教育委員会に対する当該事案への対処と、同種の事案の発生防止等についての提言であります。

(問) 「適応指導教室」の現状と課題について問う。

＜教育センター：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会では、不登校児童生徒の居場所を創出するとともに、本人の意思や主体性を尊重しながら、人とかかわる力や社会的に自立する力を高めることを目指して、適応指導教室の設置と運営に取り組んでおり、本年10月末時点での適応指導教室の利用状況は、豊田適応指導教室で36人、婦中適応指導教室で46人の計82人となっております。

適応指導教室においては、通級生は各自のペースで、思い思いの活動をして過ごしており、具体例としましては、

- ・一日の過ごし方を自分で決め、学習のみならず、仲間との会話や読書等を楽しむ
- ・中学生が小学生に学習を教えたり、上級生と下級生が一緒にカードゲームを行うなど、異学年で活動する
- ・県立中央植物園での栽培活動やスポーツ活動等、仲間と協力しながら様々な催しを企画し、実行する
- ・一人1台端末を活用して、自分の興味のあることを調べたり、プログラミング学習を体験したりする

などが挙げられます。

一方、課題としましては、適応指導教室の周知を図るため、市教育委員会では、これまででも、様々な機会を捉え、その概要を記したリーフレットの配付などに取り組んでおりますが、適応指導教室を通常の学校の縮小版のようにイメージされ、通うことに抵抗を感じている不登校児童生徒やその保護者も見受けられることが挙げられます。

そこで、市教育委員会では、不登校児童生徒を適応指導教室へつなぐ施策の充実が必要であると考え、本年11月から、不登校児童生徒やその保護者が一人1台端末を利用して、適応指導教室の指導員に、オンラインで適応指導教室の詳しい活動内容等について相談できる仕組みを整えたところであります。

市教育委員会といたしましては、今後とも、適応指導教室へ通いやすい環境を整え、不登校児童生徒が新たな一歩を踏み出せるきっかけとなる場として、また、一人ひとり

の心の居場所となるよう、鋭意、運営に努めてまいりたいと考えております。

**④公明党 松井 桂将 議員（12月8日）**

（問）スクールカウンセラーの資質向上はどのように図られているのか。

＜教育センター：事務局長答弁＞

（答）スクールカウンセラーは、臨床心理に関して高度な専門的知識や経験を有しており、県や公認心理士協会等が実施する研修会に継続的に参加することを通して、資質向上が図られております。

（問）児童・生徒や保護者への相談窓口の周知はどのように行われているのか。

＜教育センター：事務局長答弁＞

（答）児童生徒や保護者への学校生活全般に係る相談窓口としては、市教育委員会が運営するもののほか、国や県及び民間団体が運営する様々な相談窓口があります。

これらを周知するため、市教育委員会では、

- ・年度当初に学校を通じて、すべての児童生徒に対して、市教育委員会が作成した教育相談窓口等を紹介するリーフレット、県教育委員会や民間団体が作成した「悩み相談窓口」カード等を配付する
- ・教育支援団体や市PTA連絡協議会等に「教育相談窓口等紹介」のリーフレットを配付し、保護者等への周知を依頼する
- ・教職員を対象とした説明会において、教育相談窓口についての説明を行い、児童生徒や保護者への紹介を依頼する
- ・毎月1回、広報とやまに、市による相談時間や場所を掲載し、広く市民に伝える等の取組みを行っております。

（問）オンラインを利用した不登校児童生徒を対象とする相談窓口が必要と考えるが、教育長の見解を問う。

＜教育センター：教育長答弁＞

（答）市教育委員会では、オンラインを利用した不登校児童生徒を対象とする相談窓口として、本年11月から、不登校児童生徒やその保護者が一人1台端末を利用して、適応指導教室の指導員に、オンラインで相談できる仕組みを整えたところであります。困っていること、不安なことはもちろんのこと、元教員である指導員の専門性を生かし、

- ・進路選択、関心のある職業など、将来に関すること
- ・学習について分からないこと
- ・適応指導教室での活動内容

などの相談に対応しているところであります。

市教育委員会といたしましては、不登校児童生徒がこの仕組みをきっかけに、適応指導教室の指導員と対面による相談や適応指導教室への通級につながるよう、適宜改善を図りながら、オンラインを利用した相談窓口の効果的な運営に取り組んでまいりたいと考えております。

## ⑤自由民主党 久保 大憲 議員（12月8日）

（問）中学3年生が自死をしたとの報道があった。多くの大人が手を差し伸べる義務や機会があったことを鑑みれば、学校や市教委だけではなく、市長や議会・議員の責任も重いと考えるが、市長の見解を問う。

＜学校教育課：市長答弁＞

（答）このたび、本市中学生の尊い命が失われたことを、市長として、大変重く受け止めております。お亡くなりになられた生徒のご冥福を心よりお祈りいたしますとともに、保護者ならびにご遺族の皆様に謹んで哀悼の意を申し上げます。

今回の事案につきましては、悔やんでも悔やみきれない思いが、今なお、心に大きく残っております。

私自身も、教育委員会から突然の訃報を受けた際には、言葉を失った次第であります。その後、保護者の意向も踏まえながら、教育委員会において慎重な対応が進められていると伺い、また、教育長からは、「予断をもたず、徹底的に調査を行う」との考え方のもと、「いじめ防止対策推進法」及び文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づいて、公正・中立な立場から調査するために、外部有識者による調査組織の立ち上げを、去る11月29日の教育委員会臨時会において議決されたと報告を受けております。

今後につきましては、市教育委員会が設置する調査組織において、まずもって事実関係の調査を進めていただくことになりますが、私としましては、調査及び事実認定、検証など、いずれの過程においても、その都度、市教育委員会と情報共有を図るとともに、これまで取り組んでまいりました相談体制の充実に、一層努めてまいりたいと考えております。

（問）教育委員会は、自死した生徒への聞き取り調査結果について、どのような報告を受け、どのような対処を行ったのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）当該生徒が1年生の時に学校が行った聞き取り調査については、その時点では、市教育委員会は、学校から報告を受けていないため対処しておりません。

（問）学校が再調査を行った端緒と調査結果について教育委員会はどのような報告を受け、どのような対処を行ったのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）このたびの事案につきましては、今後、外部の有識者による調査組織により、予断を持たず徹底して調査・検証が行われることに加え、現在、把握しております部分においては、概ねの内容が個人情報に該当することなどから、詳細について申し上げることは控えさせていただきますが、現在の可能な範囲でご説明いたします。

学校が再調査を行った端緒としましては、本年3月に、当該生徒の保護者から学校に対し、1年生の時の人間関係のトラブルについて、再調査の依頼があったことであります。また、その時点で、市教育委員会は学校から、保護者からの依頼があったことと、依頼に対する今後の対応について、口頭での報告を受けておりました。

その際、市教育委員会は、口頭で学校に指導を行い、必要に応じて報告、相談をする

よう指示したところであります。

(問) いじめの重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたるべき事案であったと考えるが、教育委員会の見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 「いじめ防止対策推進法」におきましては、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるととき」について「重大事態」として速やかに対処することとしております。

その判断につきましては、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」において、「被害児童生徒や保護者から、『いじめにより重大な被害が生じた』という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。」との記載があります。

これに鑑みますと、市教育委員会といたしましては、一般的に学校からの報告があれば、その内容を精査し、仮に重大事態に該当する状況にあれば、学校に重大事態として対処するよう指示していくなど、慎重に対応していくことが必要であると考えております。

しかしながら、今回の事案につきましては、学校と市教育委員会とのやりとりや対応につきましても、調査組織によって調査が行われていく内容であることから、現時点では詳細について申し上げることは控えさせていただきますが、学校は一定の調査を行うなどの対応はしていたものの、議員ご指摘の重大事態との認識はなく、重大事態に対する組織的な対応になっていなかつたことは事実であります。

(問) 学校の現場で、法令や方針、ガイドラインを無視した対応がなされれば、いじめ防止対策推進法で定められている様々なセーフティネットから漏れてしまう。教育委員会として具体的にどのような改善を行うのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会といたしましては、本市のいじめ防止基本方針に明示しておりますおり、いじめの防止等の対策は、「いじめが全ての児童生徒にかかわる問題であるという認識に立ち、児童生徒が安心して学習等の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要であること」、「いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを児童生徒が十分理解できるように行うことが必要である」という基本理念に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のために必要な措置を講ずる責務があると考えております。

これまで、各学校におけるいじめの防止や早期発見のために市教育委員会が取り組んできた内容としましては、

- ・いじめ対策が専門的知識に基づき、適切に行われるよう、研修の充実を通して、教職員の資質・能力の向上に努めること

- ・教員の人権意識の質的な高まりを目指し、市内の教員を対象とした人権教育に関する研修を工夫すること
- ・各小・中学校におけるいじめの現状を把握・分析し、早期発見のための調査等を定期的に実施するとともに、学校におけるいじめの実態把握についての取組みを点検すること
- ・いじめの早期発見に向けた取組みが、全校体制で組織的に行われるよう、学校のいじめ対策組織のあり方について、指針を示すとともに、点検・助言を行い、取組みの充実を促すこと

などを行ってきたところであります。

今後、市教育委員会といたしましては、すべての教員がいじめ問題に適切に対処していくことができるよう、これまでの定例校園長会や生徒指導主事研修会等に加え、初任者研修会をはじめ、あらゆる年次研修会の機会をとらえて、いじめに関する法令や基本方針への教職員の理解の促進と対応力の向上に取り組むとともに、この度の事案に係る調査組織の提言を受けた際には、それをもとに学校及び教育委員会のいじめ問題への体制の総点検を行うなど、教育組織全体を挙げて改善を図ってまいりたいと考えております。

(問) 教育委員会は、不登校ならびに児童が長期にわたり欠席しているケースについて、いじめの重大事態にあたらないか、全件再調査すべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市の小・中学校におきましては、不登校による長期欠席者のほか、病気や入院、家庭の事情等の不登校以外の長期欠席者についても、毎月各学校からその欠席日数や理由等の報告を受けております。

長期欠席の要因や背景は、病気を含む児童生徒本人に関するもの、学校・家庭に関するものなどさまざままで、多くの場合は複数の要因が絡み合っていたり、要因の特定が難しい場合や、要因が変化していく場合もあります。

市教育委員会といたしましては、児童生徒の欠席が続いている理由がいかなるものであっても、欠席するようになった原因について、見落としていることがないか確認することは重要であると考えております。

去る11月24日には、臨時の校園長会を開催し、教育長の訓示と併せて、同日付で各学校に対して通知を発出し、不登校や不登校傾向が続いている児童生徒の状況の把握と組織的な対応を徹底するよう改めて注意喚起を行ったところであり、今後は、各学校からの報告や相談について、それぞれ速やかに精査を行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

## ⑥立憲民主市民の会 村石 篤 議員（12月8日）

(問) P T A会長を対象とした自殺防止対策の研修会を開催すべきと考えるが、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会では、子どものS O Sに対する周囲の大人の気づきや対応は大変重要であると考えております。

しかしながら、今回のような事案を例として、即時的にPTA会長を集めて研修会を実施した場合には、ややもすると児童生徒や保護者の意向に沿わないことも想定されるほか、憶測や一般論で議論をすすめることは、実質を伴わない研修になってしまふことも懸念されることから、仮に市教育委員会と市PTA連絡協議会との合意により研修会実施の運びになったとしても、一定の準備期間が必要となるものと考えております。

市教育委員会といたしましては、「家庭との連携」、「教職員間での情報共有」、「外部機関との連携」による組織的な支援や見守りを各校園長に指示したところであり、現在のところ臨時的にPTA会長を招集した研修の実施は考えておりませんが、市PTA連絡協議会からの要請があれば、開催の是非について検討してまいりたいと考えております。

## （2）不登校特例校について

### ①富山市議会自由民主党 横野 昭 議員（12月5日）

（問）不登校特例校の設置を率先して検討すべき時期と考えるが、見解を問う。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

（答）全国では、不登校児童生徒は平成25年度から9年連続して増加しており、その数は令和3年度時点で、約24万5千人となり憂慮すべき状況となっております。

こうした事態を背景として、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、不登校児童生徒の個々に応じた柔軟なカリキュラムが組める不登校特例校の設置が可能となったところであります。

また、国の「骨太の方針2022」において、全都道府県及び政令指定都市での不登校特例校の設置促進が初めて示され、文部科学省では、令和5年度予算の概算要求において、不登校特例校の設置準備に関する支援費を計上されたところであります。

こうした国の動向や不登校児童生徒数が増加傾向にあることなどを踏まえまして、本市におきましても、時代の要請に時期を逃さず対応していくための考え方として、先月開催された総合教育会議で表明しました「未来へつなぐ 富山市の教育」全体像のなかで、不登校特例校の設置を、早急に検討するべき課題の一つとして挙げさせていただいたところであります。

市教育委員会としましては、私自身もこれまでに、岐阜市立草津中学校を視察したほか、事務局職員に対して、改めて岐阜市の水川教育長の協力もいただきながら、同中学校を視察して、本市での設置に向けた課題を洗い出すよう指示したところであります。

また、来年度以降には、市長部局や、県教育委員会などとも情報共有を図りながら、国の支援制度の活用も視野に入れて、保護者のニーズや開設場所の調査、不登校に関する有識者会議の開催など、不登校特例校の設置に向けた具体的な検討に着手してまいりたいと考えております。

### ②自由民主党 金岡 貴裕 議員（12月5日）

（問）不登校特例校の設置に向けた今後のスケジュールについて問う。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

(答) 国の動向や不登校児童生徒数が増加傾向にあることなどを踏まえ、本市におきましても、時代の要請に時期を逃さず対応していくための考え方として、先月開催された総合教育会議において表明しました早急に検討すべき課題の一つに、不登校特例校の設置を挙げたところであります。

市教育委員会としましては、今年度は、先進地視察や文部科学省が策定した「不登校特例校設置の手引き」などを参考として調査・研究に努めるとともに、来年度以降は、国の支援制度の活用も視野に入れて、市長部局や、県教育委員会などとも情報共有を図りながら、保護者のニーズや開設場所の調査など、不登校特例校の設置に向けた具体的な検討に着手してまいりたいと考えております。

(問) 不登校特例校の設置に向けて積極的に支援すべきと考えるが、市長の見解を問う。

＜学校再編推進課：市長答弁＞

(答) 先月開催しました総合教育会議において、私の考え方として、これまでの「高い教育水準の街」といった本市への全国的評価に加え、本市も取り組むSDGsの理念から「誰一人取り残さない教育」というものが、新たな本市の教育の特色となるのではないかと申し上げたところであります。

私としましても、先ほど教育委員会が申し上げましたとおり、国や他都市の動向なども踏まえながら、来年度以降、不登校特例校の設置に向けた具体的な検討を進めていかれる際には、常に情報共有を図りながら、総合的に支援してまいりたいと考えております。

### ③自由民主党 泉 英之 議員（12月6日）

(問) 不登校特例校と小規模特認校との共生は、制度的に可能なのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) まず、「不登校特例校」につきましては、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合に、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施する学校であり、児童生徒が入学を希望した際は、入学対象となるか否かについての判断は当該学校またはその管理機関が行うものと定められております。

一方、「小規模特認校」につきましては、平成9年1月27日付「通学区域制度の弾力的運用について」の文部省通知に基づき、少子化等に伴い、児童数が著しく減少する小学校において、小規模校の特性を活かした特色ある教育活動を通常の教育課程により実践する学校であり、希望がある場合は、通学区域外からの入学を認めることが可能となります。

これらのことから、不登校特例校と小規模特認校は、教育課程の編成や受け入れ対象となる児童生徒が異なるため、

- ・特別の教育課程と通常の教育課程を一つの学校や学級で同時に展開することは不可能であること
- ・教員は通常の学校と同様に、各学年の児童生徒数により編制される学級数に応じて配置されることから、子どもたちに対する充分な支援が行えないことが想定されること

- ・通常の学校生活や教育課程に困難を感じている子どもたちが、通常の学校生活を送る子どもたちと時間や空間を共有することに大きな困難が生じること等から、お尋ねの、両校の共生は難しいものと考えております。

(問) 不登校特例校と小規模特認校との共生の可能性について、本市の見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 「共生」の考え方につきましては、一つの建物において一人の校長の下に、二つの設置目的を併せもつ学校とする場合と、一つの建物において二人の校長の下に、それぞれ異なる設置目的の学校を置く場合の二通りが考えられます。

一つの建物に二つの設置目的を併せもつ学校とする場合につきましては、先程も申しました特別の教育課程と通常の教育課程を一つの学校や学級で同時に展開することが不可能であることや、学級数に応じて教員が配置されることとなり、子どもたちに対する充分な支援が行えないことが想定されます。

一方、一つの建物において二人の校長の下にそれぞれ異なる設置目的の学校を置く場合につきましては、学校の規模によっては、特別教室等の施設・設備を新たに設置する必要が生じることも考えられます。

さらに、いずれの場合におきましても、一つの建物であることから、先程申しました学校生活に困難を感じている子どもたちが、通常の学校生活を送る子どもたちと時間や空間を共有することに大きな抵抗感を感じることが懸念され、不登校特例校の設置目的に相入れないものとなります。

こうしたことから、不登校特例校と小規模特認校を同一の校舎内はもとより、同一敷地内に設置することは、難しいものと考えております。

(問) 校区外からの通学補助について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 通学区域外から通う児童生徒に対する補助につきましては、現在のところ、小規模特認校においては行っていないところであります。小規模特認校と同様に、一般的に通学区域を設けない不登校特例校においても同等の扱いとなるものと考えておりますが、今後、他都市の状況について調査・研究してまいりたいと考えております。

### (3) 「未来へつなぐ 富山市の教育」について

①富山市議会自由民主党 高田 真里 議員 (12月5日)

(問) 「未来へつなぐ 富山市の教育」について、全体像と狙いについて問う。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

(答) 我が国においては、グローバル化や情報化の進展などによって、社会の大きな変革期を迎えており、今後ますます一人ひとりの個性や感性が重視され、またライフスタイルも多様化していくことが見込まれる中で、人口減少・少子超高齢社会への対応など、直面する課題を克服し、将来にわたって持続可能な社会を構築していくことが求められています。

こうした中、本市の学校現場においても、児童生徒数の減少による学校の小規模化やGIGAスクール構想などの情報化の加速度的な進展など、教育を取り巻く環境は大きく変化してきており、このような背景を踏まえると、今のうちから教育委員会をはじめとする市と保護者、そして地域が一体となり、子どもたちが必要な資質・能力を身に付けていくための体制づくりを適時適切に整えていくことが大切との思いから、この度、総合教育会議において、「未来へつなぐ 富山市の教育」として、その全体像をお示ししたものです。

具体的には、

- ・非認知能力の育成に注目し、不登校児童生徒の支援やインクルーシブ教育、イエナプラン的教育の推進などを目指す「『主体性のある子どもの育成』の推進」
- ・学校規模の適正化を基本とし、適正化を進める間、子どもたちの学びを支えるために必要となる「多様な学びの場の提供」
- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、教育施策に関する広報・啓発活動の充実など「保護者や地域との協働」

の3項目を、三本の矢になぞらえ、取り組むべき施策として整理しました。

そして、この三本の矢として掲げた施策を一体的に実行していくことで、

- ・自ら課題を見つけ、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力
- ・自らを律しつつ、他人とも協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性
- ・たくましく生きていくための健康や体力と変化の激しい時代を生き抜く実践力

といった、子どもたちに必要な資質・能力を育むこととしております。

また、これらを育むために、教師主導の「教える」から、子ども主体の「育てる」への教員の意識改革や授業改善、主体的な学び研修会の新設など、これまでの教員研修の見直しと改善については、重点施策として掲げ、最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、学校再編につきましても、私はこれまで、「全ての小・中学校を適正規模とするといったことだけでは、これからのお子さんたちが安心して学べる環境を整えたことにはならない」と申し上げてまいりました。

将来の子どもたちの学びを保障するために は、学校再編による学校規模の適正化を図るだけではなく、学校教育全般を捉え、複合的に施策に取り組むことが、本市の学校教育のあるべき姿であると考えております。

しかしながら、教員の意識改革や学校再編は一朝一夕には進まないものであると考えておりますことから、10年、15年といった長期的視点をもって、まずは、学校の適正規模化に取り組むことを優先しながらも、適正化が図られるまでの間、子どもたちが安心して学べるよう、義務教育学校や小規模特認校、不登校特例校など多様な学びの場の提供についても思慮してまいりたいと考えております。

いざれにいたしましても、このたびの総合教育会議は、改めて市長と教育委員会との間で、本市の目指すべき学校教育に関する認識を共有する良い機会とすることができました。

社会の変化が激しい中にあって、本市の教育も転換期である今、しっかりととした方向性を示しながら、従来のやり方にとらわれず、柔軟な思考をもって、教育施策を前進させていくことが私たち教育委員会の使命であります。

議員におかれましても引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(問) 「未来へつなぐ 富山市の教育」について、教育委員会の考え方に対する市長の見解を問う。

＜学校再編推進課：市長答弁＞

(答) 冒頭、少しだけ体験談をお話しさせていただきますが、先日、水橋中学校と城山中学校で、世界的ダンサーのケント・モリさんを招いたドリーム・ダンス・プロジェクトのワークショップが開催され、私も教育長と一緒に参加し、中学生たちとダンスを体験していました。

はじめ、子どもたちは、周りの友人を気にしながら硬い表情をしており、ケント・モリさんの迫力に圧倒されおりましたが、その素晴らしい演技指導によって、最後は笑顔にあふれ、それぞれの子どもが秘める表現力を大いに發揮する姿を目の当たりにしました。

私は、このダンスイベントを通じて、子どもたち自身が内面にもつ生きる力というものは、ちょっとした何かのきっかけによって、引き出されるものであると感じましたし、市長として、子どもたちに夢や希望を持ってもらえるようなきっかけをつくっていくことが大切であると強く認識したところであります。

こうしたことを踏まえ、先ほど教育長が総合教育会議では、市長と教育委員会で認識の共有ができたと述べられましたが、私自身も、子どもの主体性や豊かな人間性、たくましく生きていくための健康や体力を育成していくという、教育委員会の考えには、とても強く賛同するところであります。

とりわけ、これから変化の激しい社会を見据えた場合に、子どもたち一人ひとりが、その変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って他者と関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を發揮することが大切ですが、社会に出ていきなり「自分で課題を見つけて主体的に判断・行動し、問題を解決しなさい」と言われても、そうした経験がなければ、何をどうしていいか戸惑うことは目に見えております。

私としても、これから社会を生きる子どもたちに必要となる資質・能力の育成はとても大切なことであると思いますし、「未来につなぐ 富山市の教育」の実現に向けては、教育委員会だけにその役割をお任せするのではなく、私自身も共に各種施策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところであります。

さらに、総合教育会議の場でも申し上げましたとおり、少子化・人口減少という状況下において、限られた財源や時間の中で、持続可能な本市の教育環境を整えることは、「誰ひとり取り残さない」というSDGsの基本理念にも通じる取り組みであると認識しており、市と学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組む社会を構築していくなければならないと、決意を新たにしたところであります。

(問) イエナプラン的教育の検討が必要と考えるが、見解を問う。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

(答) まず、イエナプラン教育についてご紹介いたしますと、19世紀にドイツのイエナ大学で教鞭をとっておりましたペーター・ペーターセンによって考案され、オランダで広がった一人ひとりを尊重しながら自律と共生を学ぶ教育活動であり、主流、または伝統とは異なる学習方法による教育、いわゆるオルタナティブ教育のひとつとされております。

イエナプラン教育に基づいた学校運営の主な特徴としましては、

- ・従来の同年齢ごとの学級編制とは異なり、隣り合う3学年の異年齢集団の子どもたちで学級編制を行い、上位学年がリーダーシップを發揮し、下位学年をサポートする形で共に教え合い、助け合い、3年間で年少、年中、年長の立場を段階的に経験して、それぞれの立場の違いを理解し、尊重すること
- ・1週間を基本単位とし、週の初めに子ども自らが、自分の理解深度に応じて授業計画をたてて主体的に学習し、教師はそれを見守りサポートしていくこと
- ・設定されたテーマについて、教科の枠を超えた総合的な学びが学習の中核に据えられており、普段の学習から得た知識を活用しながら子どもたち同士が協働して探究学習を進めること

などが挙げられております。

こうした子どもたちの主体性や協調性の獲得といったイエナプラン教育の理念やエッセンスは、本市が目指す子どもの育成像に合致するところがあり、その効果も大きいのではないかと期待を込めて注視してきました。これまでに広島県の常石小学校（現在の常石とともに学園）や長野県の大日向小学校を視察するとともに、今年度は名古屋市立山吹小学校における自由進度学習の取組みを視察したほか、イエナプラン教育に造詣が深いオランダの講師によるオンライン研修会を開催するなど、調査研究に努めてきたところであります。

市教育委員会としましては、これまでの調査結果から、イエナプラン教育の考え方には、小規模校における学習指導要領に示された集団活動や、互いに切磋琢磨し非認知能力を育成するうえで様々な制約が生じるといった状況の改善にも効果があるものと考えております。

のことから、イエナプラン教育の理念やエッセンスを本市の学校現場に取り入れていくことは、本市が目指している子どもたちに必要な資質・能力の育成には効果的であると考えており、既に教員の専門性を高めていくための研修会を開催していることに加え、今後は本場オランダのイエナプラン教育を参考に、本市の学校教育に即したイエナプラン的な教育カリキュラムを研究するなど、モデル事業としての実施を念頭に準備を進めてまいりたいと考えております。

#### （4）学校教育について

①富山市議会自由民主党 豊岡 達郎 議員（12月6日）

（問）大型モニターの利用状況について問う。

＜教育センター：事務局長答弁＞

（答）市教育委員会では、令和4年3月に小・中学校に、画像や動画、発表資料等を大きく映して提示できる通常の大型モニターを67台、またモニター画面に文字や記号等を専用のペンで直接書き込んだり、画面に触れて、部分拡大や縮小、移動等の操作ができる電子黒板機能付き大型モニター53台をそれぞれ学校の要望に応じて配備いたしました。

これらの大型モニターを配備した学校を対象として11月に行ったアンケート調査によりますと、まず、通常のモニターにつきましては、74%の学校が毎日利用している、

19%の学校が週に数回利用している、7%の学校が月に数回利用していると回答しております。

また、活用例といたしましては、児童生徒が発表を行う際に一人1台端末で作成したプレゼン資料を映したり、教師がカメラを使って自分の手元を映し、彫刻刀の使い方を説明するなどの事例が挙げられます。

次に、電子黒板機能付きモニターにつきましては、特別教室等に設置している学校が多く、毎日利用していると回答した学校が49%、週に数回利用していると回答した学校が33%、月に数回利用していると回答した学校が18%となっております。

その活用例といたしましては、児童生徒がモニター画面に映した図形を回転・移動させるなどの操作を直接しながら自分の考えを発表したり、教師がデジタル教科書の一部分を拡大して映し、注目させたい場所を丸で囲んだり、ポイントを画面に直接文字で書き込んで説明するなどの事例が挙げられます。

(問) ICT機器を利用する際の支援策について問う。

＜教育センター：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会では、これまで小・中学校にプロジェクターや実物投影機、大型モニター等のICT機器を配備しており、その利活用も定着しつつあるものと考えております。

一方で、ICT機器の機能は日々向上しており、議員ご指摘のとおり、電子黒板機能付き大型モニターのように、先進的な機能をもつICT機器につきましては、その機能を十分に活用できていない教員も見受けられます。

市教育委員会では、それらの教員への支援策といたしまして、

- ・ICT機器を授業で効果的に活用している実践事例を収集し、データベース化して小・中学校に広く共有する
  - ・ICT支援員を派遣し、授業等での機器の操作や活用に関して具体的な支援を行う
  - ・最新のICT機器の効果的な活用方法に関する内容を盛り込んだ教員研修を実施するとともに、要点をまとめた電子版のリーフレットを作成・配付する
- などを行ってまいりました。

今後につきましても、これらの取り組みを継続的に行うことで、日々進化するICT機器の機能を効果的に活用した教育活動が展開できるよう、学校を支援してまいりたいと考えております。

## ②会派誠政 尾上 一彦 議員（12月6日）

(問) 授業等を通じた、障がいのある方への理解促進のための取組みについて問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市の小・中学校では、障がいのある人もない人も、共に学ぶインクルーシブ教育の理念のもと、共に生きる社会を形成していくための福祉教育を様々な教育活動を通して行っております。

例えば、小学校の国語科や社会科の学習では、ユニバーサルデザインについて、中学校の社会科や英語科、家庭科の学習では、共生社会の実現について学んでおります。

また、総合的な学習の時間では、福祉体験活動として、車いすの乗車体験や段差がある場所での車いすの移動を補助する体験、アイマスクをして仲間に手を引かれながら校

内を歩く視覚障がいの疑似体験などを行い、障がいのある方の困難を体験的に学ぶ学習を行っております。

さらに、日々の学校生活の中では、特別支援学級と通常級に在籍する児童生徒が共に学んだり、遊んだり、給食を食べたりする等、機会を捉え、日常的に交流を行っております。

このような学習や生活を通して、児童生徒は障がいのある方への理解を深めるだけでなく、障がいの有無や、子どもや大人、性別や国籍等にかかわらず、一人ひとりが尊重される存在であり、お互いを思いやる心をもち、共に支え合ってよりよく生きようとするノーマライゼーションの考え方や態度を学んでおります。

### ③日本共産党 赤星 ゆかり 議員（12月9日）

（問）特別支援学級に在籍する児童生徒数及び通級による指導を受けている児童生徒数を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）令和4年5月1日現在の本市における特別支援学級に在籍する児童生徒数は、小学校535人、中学校224人の計759人となっております。また、通級指導教室に通う児童生徒数は、小学校881人、中学校178人の計1059人となっております。

なお、特別支援学級における障害種別ごとの在籍数につきましては、「知的障害特別支援学級」が小学校281人、中学校122人の計403人、「肢体不自由特別支援学級」が小学校6人、中学校8人の計14人、「病弱・身体虚弱特別支援学級」が小学校7人、中学校2人の計9人、「難聴特別支援学級」が小学校5人、中学校2人の計7人、「自閉症・情緒障害特別支援学級」が小学校236人、中学校90人の計326人であります。

また、通級による指導を受けている児童生徒数につきましては、小学校の言語障害通級指導教室では280人、情緒障害通級指導教室では205人、学習障害通級指導教室では396人、中学校では学習障害通級指導教室のみの開設であり、178人であります。

（問）特別支援学級の担任のうち、特別支援学校教諭の免許状を持つ先生の割合を増やし、1クラスの児童数定員を8人より少なくするよう、国や県へ働きかけられないか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）今年度、市内における特別支援学級の担任数は、小学校が138人、中学校が55人であります。そのうち、特別支援学校教諭免許状の所有者は、小学校が76人、中学校が19人であり、免許状所有者の割合は、小学校が55.1%、中学校が34.5%となっております。

また、今年度、市内において、最大定員の8人が在籍している特別支援学級は、小学校6学級、中学校2学級となっており、各々複数の学年にわたる児童生徒が在籍しております。

これらの学級では、専門性の高い教員が対応しておりますが、気持ちが不安定になった児童生徒への対応や、障害の状況に即した指導等、様々な教育的ニーズへの対応が求められる中、1人の教員で8人の児童生徒に個別に対応するには、負担が著しく大きくなっている現状があります。

市教育委員会といたしましては、特別支援教育のさらなる充実に向けては、専門性の高い教員を増やすことが何よりも大切であると考えており、現在の特別支援学級担任には、特別支援の免許状の取得を促しております。

今後も、特別支援教育に関する研修を充実させるとともに、県の免許法認定講習や放送大学等の積極的な活用を図ることで、免許状取得者の増加につなげたいと考えております。

加えて、引き続き、国や県に対して、特別支援学級における児童生徒の定員の引き下げを強く働きかけてまいりたいと考えております。

(問) 本市の小学校において、発達障害及びその可能性のある児童が急増している理由について、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 発達障害及びその可能性のある児童が急増している理由につきましては、さまざまな障害に関する認知度が社会全体において高まっていることに加え、学校現場において、児童一人ひとりの心身の発達段階における教育的ニーズの把握に努めた結果であると認識しております。

その例といたしましては、

- ・平成19年4月の学校教育法改正に伴い、各学校において校内教育支援委員会が設置されたことにより、学校が在籍する児童生徒について、よりきめ細かく実態把握を行ったこと
- ・同法改正により、校務分掌に位置づけられた特別支援教育コーディネーターが中心となり、早期から保護者との相談を進めたことにより、保護者にとって障害に関する認知が進み、適切な学びの場を選択しやすくなつたこと
- ・関係機関が、乳幼児健診や相談会の機会を増やし、発達障害の可能性のある乳幼児を丁寧に観察し、保護者との相談を行うと同時に適切な学びの場を紹介していること
- ・子どもに適した学びの場を考える際に、地域の学校で子どもを学ばせたいと願う保護者の意向を最大限に尊重したこと

等が挙げられます。

## (5) 教育環境について

①立憲民主市民の会 東 篤 議員 (12月6日)

(問) 小・中学校の特別教室へのエアコン設置について、余剰エアコンの移設も含めた進捗状況について問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) 本市の小・中学校の特別教室へのエアコン設置につきましては、先ずは、防音等のため、窓を閉め切る必要がある図書室、音楽室及びコンピューター室などを優先して整備を進めてまいりました。

文部科学省が毎年9月に公表している「公立学校施設の空調設備の設置状況調査」では、本市の令和2年9月1日現在の特別教室のエアコン設置率は、44.8%であります。

したが、余剰エアコンの移設のほか、改築や大規模改修工事の際に設置を進めたことにより、令和4年9月1日現在では52.9%となっており、約8ポイント増加したところであります。

**②自由民主党 泉 英之 議員（12月6日）**

（問）地元から寄贈されて市教育委員会が管理している地域特性がある施設について、改修の必要が生じた場合にはどのように対応するのか。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

（答）本市の一部の小・中学校では、地域や保護者の方からの寄附により、相撲場やスキージャンプ台といった、地域の特色がある施設を市教育委員会が管理していることがあります。

このような、寄附による施設であったとしても、市の教育財産には変わりなく、その施設を管理してきている以上、児童生徒への危険が生じないかなどの緊急性、施設の目的や必要性、費用対効果などを総合的に勘案し、状況に応じて適切に対応すべきものであると考えております。

**③日本共産党 赤星 ゆかり 議員（12月9日）**

（問）小・中学校や幼稚園において、除草剤を使用しているのか。また、使用している場合は中止できないか。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

（答）小・中学校や幼稚園における除草につきましては、草むしりや草刈り機などで行っておりますが、アスファルトやコンクリートの隙間、グラウンドや園庭の端など、作業が困難な場所や人があまり立ち入らない場所につきましては、各学校等の判断により除草剤を使用しております。

市教育委員会としましては、児童生徒や園児の安全性に配慮した上で、除草剤を使用したほうが効率的な管理ができる場合には、使用回数や散布方法等を守り、適切に使用してまいりたいと考えております。

**（6）スクールバスについて**

**①立憲民主市民の会 村石 篤 議員（12月8日）**

（問）スクールバスの運行に関する教育委員会との考え方の違いについて、市長の見解を問う。

＜学校再編推進課：市長答弁＞

（答）市教育委員会からは、これまで学校再編に関する説明会や意見交換会などの終了後、地域から出たご意見や今後の進め方についての報告を受けるなど、学校再編の進捗状況について常に情報共有を図っております。

こうしたなか、令和4年10月15日に長岡地区で開催しましたタウンミーティングにおいて、市民の方より、「小学校の統合について、一番の問題は通学手段であり、どのように解決されるのか」とのご質問をいただきました。

このご質問に対し、私は、「統合によって遠距離通学となった場合への対応策として

は、まず考えられるのはスクールバスであり、地域の事情に応じた運行方法により対応することになる」と回答したものですが、これは「スクールバスという一手段のみをもって遠距離通学への対応を行う」ということを申し上げたわけではなく、有効な解決策の一つとして例示したものであります。

このことは、これまで市教育委員会が地域説明会などで申し上げてまいりました、「スクールバスをはじめ、公共交通機関やコミュニティバスなど様々な通学方法により解決を図りたい」という説明の趣旨と同様の見解に基づいてお示ししたものであり、学校統合によって、通学距離が延びる児童生徒への対応につきましては、現に運行している公共交通機関やコミュニティバス等の活用も含め、保護者や地域、学校とも慎重に検討していくことが大切だと考えております。

(問) スクールバスの運行は統合校から3km超と距離で限定するのか、廃校となった学校単位の範囲を対象とするのか。また、経路はどのようになるのか。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会といたしましては、学校統合により通学距離が延びるなど負担が増えることになった児童生徒の通学には、スクールバスをはじめ、公共交通機関やコミュニティバスなど様々な通学方法により、児童生徒の通学への負担軽減を図ることを基本として考えております。

通学距離が3kmを超える範囲をスクールバスの運行範囲とするのかとのお尋ねについては、今年2月に策定した「富山市立小・中学校再編計画」の中で、統合によって遠距離通学となる児童生徒の割合を参考としてお示しするため設定した目安の距離であり、必ずしも統合後のスクールバスを利用する条件として、設定していたものではありません。

その上で、バスの運行範囲や自宅付近で乗り降りできるかも含めたバス停の位置、運行ルートや運行本数、運行ダイヤなどにつきましては、具体的に学校統合の方向性が固まった時点で、保護者や地域のご意見を伺い、児童生徒の発達段階や通学時の安全確保、地域の事情なども考慮しながら、適切に検討してまいりたいと考えております。

(問) スクールバスの運営形態をどのように考えているのか。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

(答) 本市におけるスクールバスの運営形態としましては、市直営のほか、民間に運行委託しております。

また、民間委託の場合、車両は市所有もあれば、民間所有もあります。

市教育委員会といたしましては、直営・民間委託を問わず、運行の安全性が担保できるか、また、ルートや登下校時刻に合わせた柔軟な運行体制がとれるか、さらには、人材確保や収益性などといった民間の視点からも、統合校ごとに適切な運営形態を採用することが大切であると考えております。

(問) ICTを活用した停留所での乗降の確認や欠席者・早退者等の運転手による把握が必要と考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 他県において送迎用バスに児童等が置き去りにされる事案が相次いで発生していることを受け、先般、政府が「子どものバス送迎・安全徹底プラン」を取りまとめ、バス送迎時における安全管理の徹底について、自治体に対し周知が図られたところあります。

このことを受け、小・中学校のスクールバスを運行している本市といたしましても、運行委託事業者に対し、児童生徒の出欠確認の状況や降車時における車内確認の状況といったバス送迎時における安全管理体制を改めて確認し、併せて注意喚起を行ったところあります。

これに加えて、市立の幼稚園及び小・中学校に対し、園児・児童・生徒の出欠状況の確認を確実に行うよう指導したところあります。

また、ＩＣＴを活用したものも含めた、車内への置き去りを防ぐための安全装置に関し、国では来年4月から幼稚園や保育所などの送迎バスへの設置を義務付ける一方、小・中学校は義務付けの対象とせず、設置費用の一部を補助する方針が示されており、市教育委員会といたしましては、今後、他都市の状況を注視してまいりたいと考えております。

## (7) 教員の働き方改革について

### ①立憲民主市民の会 東 篤 議員 (12月6日)

(問) 小・中学校の教職員の令和4年度上半期の時間外在校等時間について、令和元年度と比較した増減を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 令和4年度上半期の教職員一人当たりの1か月の時間外在校等時間の平均については、  
・小学校は39時間28分で、令和元年度より14時間24分の縮減  
・中学校は47時間50分で、令和元年度より16時間11分の縮減  
となっております。

(問) 教職員の時間外在校等時間の実態についての資料等を保護者や地域に公表し、多忙解消が必要であることを浸透させることが教員のなり手を増やすことにつながると考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会では、これまで、「時間外在校等時間の各月平均」の推移のグラフや「時間外在校等時間が45時間以上の教員の割合」を示した資料を、毎年、校園長会で配付してきており、校園長が全市的な傾向と所属校の実態とを比較することで、適正な業務管理の重要性を再認識し、各学校における業務改善への意識が喚起されるよう、取り組んでまいりました。

また、これらの資料を参考に、各学校においては、時間外在校等時間の縮減に向けて、学校行事の精選や校時表の見直し、リフレッシュデーの定着等の様々な取組みを進めてまいりました。

時間外在校等時間の状況を、保護者や地域住民等にも公表することは、学校の現状について理解が深まり、地域人材の学校運営への参画の促進にもつながることが期待され

ることから、働き方改革を学校と地域が一体となって進めていくうえでの有効な取組みの一つであると考えております。

市教育委員会といたしましては、学校と地域との連携・協働により、教員の働き方改革が推進されることで、教員にとっても学校が勤めやすく魅力ある職場となり、教員を志す人材の増加につながっていくことを期待しているところであります。

(問) 県教育委員会や県内他市町村の教育委員会などと連携して、教職員の増員を文部科学省に求め続けることが必要だと考えるが、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会といたしましては、これまで何度も申し上げてきたとおり、多忙化の解消や教育環境を改善するためには、業務の増加に対応した教職員の増員しかないという考えに変わりはありません。

今後も県教育委員会や県内他市町村の教育委員会と連携するとともに、中核市教育長会や教育委員会連合会などを通して、引き続き国に対して教職員の増員を強く働きかけてまいりたいと考えております。

(問) 電話以外の方法による出欠連絡も認めることで、教員や保護者の負担を軽減できると考えるが、見解を問う。

＜教育センター：事務局長答弁＞

(答) 小・中学校の欠席連絡につきましては、児童生徒の登校と重なる時間帯に保護者からの電話が集中している現状があり、保護者においては、朝の忙しい時間帯に電話をかけることに負担を感じたり、話し中のために何度も電話をかけ直すことに不便さを感じる方も多いものと考えております。

このような現状を踏まえ、市教育委員会では、来年度4月から欠席連絡システムの新規導入を予定しております。

このシステムの特徴といたしましては、

- ・保護者は、スマートフォン等から時間を問わず欠席や遅刻・早退の連絡を送信できる
  - ・送信された欠席等の連絡は自動で集約され、欠席する児童生徒を学級や学年ごとに確認できる
  - ・これまで学級担任が職員室まで来て確認していた欠席等の連絡を、教室の端末でも確認できる
  - ・専用の登録用紙で最初に登録した人など、このシステムを利用できる人を限定することで、児童生徒等のなりすましを防ぐことができる
- などが挙げられます。

市教育委員会といたしましては、不安なことなどを、教員に直接伝えたい保護者や、特別な事情により欠席する児童生徒の保護者に対しては、これまで同様に電話や面談で時間をかけて丁寧に対応する姿勢を大切にしつつ、欠席連絡システムを活用することで、教職員と保護者双方の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

## ②立憲民主市民の会 岡部 享 議員（12月9日）

(問) 令和4年度における部活動指導員配置事業の実績について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、平成30年度から部活動における生徒の技術向上とともに、教員の負担軽減のため、部活動指導員を継続して配置しており、令和4年度は令和3年度より3人増員し、8校に11人の配置となっております。

(問) スポーツエキスパート事業と比較し、より教員の負担軽減となる部活動指導員の配置数が少ない要因について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 令和4年度、本市においては、23校に85人のスポーツエキスパートを配置しておりますが、部活動指導員の配置数がスポーツエキスパート事業と比較して少ない要因としては、スポーツエキスパートは、1回の指導時間が2時間程度で年間24回まで、通算で年間48時間程度までとなっているのに対し、部活動指導員は平日2時間、土日3時間の指導が可能であり、年間210時間までとしており、スポーツエキスパートと比べて負担が大きいことが挙げられます。

また、部活動指導員の採用要件としましては、

- ・顧問の立ち合いがなく、必要に応じて単独での指導が求められることや、施設・用具の点検・管理、部活動の指導計画の作成等の業務が求められるなど、部活動の運営全般を担うこと
  - ・部活動指導員の勤務日が日曜日から土曜日のうち週3日間となっているため、平日夕方の部活動指導に専念できる立場であること
- が必須となります。

こうした要件に合致する人材を発掘することが難しいといった現状が、部活動指導員の配置数が少ないととの要因となっております。

(問) スポーツエキスパートについて、顧問不在での指導、大会の引率や指導時間の拡大などについて検討し、教員の働き方改革を進めるべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) スポーツエキスパートの業務内容を拡充することで、本来、顧問が担っていた引率業務や指導時間の削減が図られることが可能となれば、教員の働き方改革の一助となるものと考えております。

しかしながら、平成15年7月17日付、富山県教育委員会発出の「中学校・高等学校等の運動部活動におけるスポーツエキスパートを含めた地域指導員の取り扱いについて」の通知文によりますと、「スポーツエキスパートを含めた地域指導者は専門の実技指導について、顧問をサポートすることが役割であり、地域指導者だけで指導されることが絶対行われないよう十分に配慮すること」との記載があり、スポーツエキスパート単独での指導や引率は認められないものと規定しております。

また、学校現場と、現在のスポーツエキスパート双方からは、業務内容の拡充及び増員についての要望は特に受けていないことに加え、仮に、スポーツエキスパートが行う業務内容が拡充された場合、スポーツエキスパート自身が従事する本業とのバランスが保てなくなることが想定され、こうしたことから、現在のところスポーツエキスパートの業務内容の拡充は困難であると考えております。

(問) 学校以外の施設確保は困難が見込まれることや、吹奏楽部など楽器の移動や保管が困難な部活もあることから、学校施設の開放事業の拡大を進めるべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 部活動の地域移行を考えていく際には、吹奏楽部のように楽器の移動や保管に困難が生じるといった点などについても十分な検討が必要であると考えております。

しかしながら、校舎内にある音楽室などの施設を利用する場合には、解錠と施錠の際に教職員の立ち会いが必要となる現状があり、外部指導者の責任において解錠と施錠を可能とするためには、施設管理の考え方についての抜本的な見直しや、施設の改修が必要となってくるものと考えております。

市教育委員会といたしましては、今後、学校外のスポーツ施設や文化施設の活用はもとより、教職員に負担が伴わない形での学校施設の活用方法についても、他市町村の取組みなどを参考としてまいりたいと考えております。

(問) 施設使用料や指導者の報酬など、保護者に新たな負担とならないように配慮すべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 部活動の地域移行において、学校以外の施設を利用することとなれば施設使用料がかかることや指導者への報酬が必要となることが想定され、現状、保護者の負担が増えることは避けられないものと考えております。

実際のところ、大沢野中学校で行われている地域部活動推進事業の「地域部活支援会議」におきましても、すでに保護者の負担の問題が指摘されているほか、令和3年度に本推進事業に取り組まれた県内の市や町からも、指導者の謝金、消耗品や用具の購入費等の財源の確保が課題として挙がっております。

市教育委員会としましては、

- ・可能な範囲において学校施設の開放を活用する術を提案する
- ・大沢野中学校における実践研究はもとより、全国で行われている研究結果などを参考しながら、保護者負担の軽減に向けた取組み事例を広く集め、紹介する
- ・国や県に対して、施設使用料や指導者への報酬に対する予算措置を講じるよう要望する

などを行うことで、部活動の地域移行に伴う保護者への新たな負担が少しでも軽減されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(問) 休日の指導を希望する教員も一定程度存在することから、現在の兼職兼業の仕組みと地域部活動への運用について、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 教育公務員特例法第17条におきましては、校長や教員等、教育公務員については、教育に関する他の職を兼ね、または、教育に関する他の事業もしくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと教育委員会において認める場合には、給与を受け、または受けないで、兼職兼業ができると規定しております。

これは、教育に関する職や事務等に教育公務員の専門能力を最大限に活用するためで

あり、地域部活動において休日の指導を希望する教員の参画については、この趣旨に合致するところであります。

現在、土日及び休日に教員が自校の部活動を指導するに当たっては、「教員特殊業務手当」の支給によって休日業務の補填がされておりますが、休日の部活動が地域に完全に移行した場合においては、本人の希望によって指導にあたる教員については、地域指導者と同等の立場となり、一定の報酬が支給されるため、兼職兼業の許可が必要となります。

市教育委員会といたしましては、休日の部活動指導を希望する教員の活用については、部活動の地域への移行を進める際の指導者の確保のための効果的な手段の一つであるとは認識しておりますが、教員の負担の軽減等の観点からも、休日の部活動指導における教員の兼職兼業についての希望があった場合には、法の規定に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

(問) 茨城県の私立中高一貫校において、部活動の顧問就任を任意とする労働協約が締結されたが、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 部活動の目的といたしましては、生徒の体力や技能の向上はもとより、生徒同士や生徒と教員等の好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めることなどがあり、部活動顧問は、こうした目的を達成するために重要な役割を担っていると認識しております。

本市の中学校における部活動顧問につきましては、年度当初に教員の希望を調査し、担当学年や校務分掌とのバランスなどを考慮して調整を行い、校長が所属教職員に命じているものであります。

教員から家庭の事情や心身の健康等の理由による部活動指導に対する懸念の申し出があった場合には、

- ・複数の顧問で一つの部活動を担当することにより、担当する曜日や時間帯を分担する
- ・休日の活動日や各種大会等への参加が少ない部活動の顧問を担当する
- ・複数の部活動の副顧問として、主に事務的な手続きのみを担当し、指導の場合は別の顧問が担当する
- ・部活動指導員が配置されている部活動の顧問を担当し、授業の準備や教材研究等の時間が確保できるように配慮する

など、当該教員の実情に応じた対応がなされているものと認識しております。

茨城県の私立中高一貫校において部活動の顧問の就任を任意とする労働協約の内容につきましては、詳細は把握しておりませんが、顧問をしている教員が負担の軽減を求める場合は、指導員を採用するといった対応をとることが盛り込まれており、このことからは、当該校において指導員を採用できる財政措置が整った状態にあることがうかがえ、本市の状況とは大きく異なるものと考えております。

しかしながら、本事例は私立学校のものであり、公立学校の場合は、時間外の部活動の指導については「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第3条に規定する、給料月額の4%に相当する「教職調整額」、そして、土日及び休日の指導に対しては「教員特殊業務手当」の支給によって休日業務の補填がされているの

が実情であります。

また、中学校学習指導要領には、「部活動については、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と規定されており、部活動は教員が対応すべき業務であります。こうしたことから、協約の締結は公立学校の実情にはなじまないものと考えております。

いずれにいたしましても、市教育委員会としましては、これまでと同様に、教員個々の実情に配慮した部活動顧問の配置を行いつつ、他市町村の動向を注視しながら、本市でも学校ごとに実施可能な取組みがあった場合には、必要に応じて学校に対して情報提供したいと考えております。

#### (8) 学校給食について

##### ①日本共産党 赤星 ゆかり 議員 (12月9日)

(問) 主食に有機米を使用することについて、見解を問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 本市におきましては、児童生徒の健全な発育に資するとともに、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることの理解を深めるため、旬の野菜や果物、地場産農産物など良質な食材を使用して給食の提供を行っております。

一方で、その調達に当たっては、1日約33,000食の給食を提供していることから、食材を安定的に確保できることや、品質が統一され、安全で衛生上の管理ができるここと等を満たす必要があります。また、食材料費については保護者負担であることから、価格においても考慮する必要があると考えております。

有機米につきましては、主食の業者選定を行っている富山県学校給食会によりますと、収穫量が不安定で、流通量も少なく、本市の給食に必要な量の調達が難しいことに加え、生産コストがかかるため、販売価格が割高となることから、現時点では、使用は困難だと伺っております。

なお、給食で使用している米については、農薬取締法及び食品衛生法による基準に適合し、食の安全性が確保されているものであり、市教育委員会としましては、今後も、安全・安心な食材を使用し、おいしい学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

(問) 学校給食のパンや麺に使用している輸入小麦をやめ、国産小麦に変えてはどうか。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 本市を含めた県内の学校給食で提供されているパンや麺につきましては、富山県学校給食会と業者との契約に基づいて製造されているものであります。

これらのパン等の原材料となる輸入小麦につきましては、国において、残留農薬の検査が実施され、科学的知見を踏まえて人の健康を損なうおそれのないよう設定された残留基準値未満であることが、確認されております。

富山県学校給食会によりますと、本市のパンや麺には、年間約70トンの小麦粉を使用しており、流通の少ない国産小麦で必要量を確保することが困難なことや、輸入小麦

は、国産小麦に比べ価格が低く、給食費を抑える観点からも、国産小麦を学校給食用パン等に使用することは難しいと伺っております。

いずれにいたしましても、学校給食に使用する小麦につきましては、富山県学校給食会が判断されるものと理解しております。

(問) 学校給食に使用する食材の国産・地場産の割合及び無農薬、有機食材を増やすことについて、見解を問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会では、学校給食において、地場産の食材の使用に努めており、旬の時期には価格が抑えられるため、入荷量が少ない場合であっても、その入荷量に見合った食数に対応できる学校に振り分けて納品したり、地場産物の出荷計画表を参考に献立を作成するなどの取組みを継続的に行っております。

その結果、令和3年度の国産・地場産食材の使用量は約2,992トンであり、全使用量に対する割合は、約90%となっており、今後も引き続き、国内産や地場産食材の活用促進に努めてまいりたいと考えております。

また、無農薬、有機食材につきましては、流通量が少なく、本市の給食に必要な量を安定して調達することが困難なことや購入価格が割高となることから、本市の学校給食における使用は困難であると考えております。

(問) 今年度実施した、学校給食費の保護者負担軽減の継続、さらには無償化の実現について、市長の見解を問う。

＜学校保健課：市長答弁＞

(答) 学校給食法の規定では、学校給食の実施に必要な施設等の修繕費や人件費は、学校の設置者である市の負担とされております。

加えて、給食事業の運営には、それ以外にも、例えば、調理場の光熱水費や給食センターから各学校への配達費等、多額の経費を市が負担している中、本市においてはこれまで、食材料費のみ、保護者にご負担いただいているところであります。

こうしたことから、市独自での補助の継続や無償化については考えていないところであります。

#### (9) G7富山・金沢教育大臣会合について

①富山市議会自由民主党 横野 昭 議員 (12月5日)

(問) G7教育大臣会合の開催は、本市の教育の振興という観点からどのような効果が期待できるのか、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) G7教育大臣会合が、教育の振興に熱心に取り組んできた本市で開催されることは大変意義深いものであり、世界的視野での教育の現状と未来についての議論により、新しい時代の教育の方向性と教育の果たすべき役割と意義が再認識され、「教育県とやま」の言葉とともに全世界へアピールされるまたとない機会と捉えております。

また、様々な関連事業が実施されることで、「人・まち・自然が調和する活力都市とやま」の実現を目指して進めてきた学校教育や高等教育、生涯学習等の成果と本市の恵まれた教育環境が再認識される場となり、本市の教育に対するシビックプライドの醸成にもつながると考えております。

加えて、本会合の開催によって、本市の子どもたちが、グローバル化が進む社会を身近なものとして捉えることで、国際理解教育の進展が図られるとともに、おもてなしの心が育まれ、子どもたち一人ひとりが郷土への誇りと自信をもって、さらなる高みを目指してくれることも願っているところであります。

いずれにいたしましても、市教育委員会としましては、本会合の開催を通じて、脈々と受け継がれてきた教育に対する市民の熱意と期待が一体となり、本市が目指す学校教育改革プランであります「未来へつなぐ 富山市の教育」の前進を後押しする、またとない契機となるよう期待しております。

#### (10) 市指定天然記念物について

①自由民主党 藤田 克樹 議員 (12月5日)

(問) 市指定天然記念物「深道ブナ林」についてどのような状態となっているのか。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 市指定天然記念物「深道ブナ林」につきましては、平成6年（旧山田村の頃）に指定されたものです。

その指定理由としては、

- ・県内でもブナの群生範囲が稀にみる広さであることに加え、巨木も存在すること
- ・ブナ林の景観が極めて美しいこと

などといった特徴が挙げられます。

また天然記念物に指定したことで、自然景観を保護し、かつ、乱開発も防止され、現在もその群生する美しいブナ林を見ることができます。

#### (11) 科学博物館について

①富山市議会自由民主党 高原 譲 議員 (12月8日)

(問) 整備中のプラネタリウムの特徴と進捗状況について問う。

＜科学博物館：事務局長答弁＞

(答) 現在整備中のプラネタリウムにつきましては、新型の光学式投映機により、星空をより美しく再現するとともに、最新のデジタル映像システムによって、惑星の表面の地形など、宇宙の詳細な描写が可能となります。また、現状よりも拡大したステージやスポットライトを設置することなど、イベントホールとしての機能を併せ持つことが、主な特徴となります。

整備後は、天文の生解説番組を増やすとともに、芸術も含めた幅広いジャンルのイベントを開催したいと考えており、これらも特徴のひとつになるものと考えております。

次に、整備の進捗状況につきましては、昨年12月に委託業務を開始して以降、資機材の調達を行い、本年10月からはプラネタリウムを含む科学博物館の3階部分を一時的に閉鎖し、既存座席の撤去などを行ってまいりました。

また、現在は、室内の模様替えなどに取り掛かっており、今後は座席や投映機の据え付けを進めていくこととしております。

作業は、工程表どおり順調に進行しており、新しいプラネタリウムは、来年3月にリニューアルオープンできる見込みであります。

(問) 科学博物館の役割について問う。

＜科学博物館：事務局長答弁＞

(答) 科学博物館は、市民の自然科学への関心と理解を深め、学習を支援し、市民生活の向上に貢献することを理念として掲げております。

この理念に基づき、資料収集・調査研究・展示・普及教育の活動を幅広く行いながら、市民と自然科学との橋渡し役を担うべく、郷土の自然から宇宙までにわたり、自然科学分野について認識を深め、自然と共にいる人間の姿を伝えていくことが、当館の使命・役割と捉えております。

(問) 天体観察室設置の必要性をどのように感じているのか。また、天体観察室設置に向けた検討状況について、教育長に問う。

＜科学博物館：教育長答弁＞

(答) 平成30年度に策定した「富山市天体観察室設置・プラネタリウム更新基本計画」においては、新たな天体観察機能の再構築を行う場所として、城址公園と城南公園の2か所を候補地としており、これまで県や市の関係部局と協議を進めてきたところであります。

まちなかで天体観察の機会を提供することにより、多くの市民や観光客が公共交通機関などで気軽に訪れることができ、学校や団体による利用も容易となることから、児童生徒の理科学習の機会や効果がより高まることが期待できるものと考えております。

しかしながら、現状において、天体観察機能の再構築を行う場所は未定であります。

また、再構築のあり方について、科学博物館の展示内容全体に関する方向性やプラネタリウムとの連携、更には将来市民の負担など、様々な事項を考慮しなければならないことから、その必要性を含めて、引き続き検討してまいりたいと考えております。

(問) 新たな天体観察機能や常設展示の展示替え、施設の維持管理に関する将来を見据えた計画を作成するべきと考えるが、見解を問う。

＜科学博物館：事務局長答弁＞

(答) 科学博物館では、直近で常設展示の展示替えを行った平成19年から15年が経過し、展示内容が社会情勢や自然環境の変化に対応しきれていない部分があること、また、装置の老朽化に伴う故障が相次いでいることなどから、常設展示の更新を検討する必要があるものと考えております。

また、施設・設備につきましても、建築基準法に基づく法定点検では、屋上防水機能の低下、電気設備の老朽化等が指摘されておりますが、科学博物館は、公共施設マネジメントアクションプランにおいて、市の中核施設として長寿命化を図ることとされてい

ることから、これらへの対応が必要となっております。

一方で、展示替えや施設・設備の改修等には多額の費用を要することなどを踏まえると、その手法や規模、着手時期などについては、市全体の財政事情等も考慮しながら、慎重に検討しなければならないものと考えております。

こうしたことから、先ほど教育長からお答えしました天体観察機能のあり方を含めた展示替えや、施設の維持管理といった複数の懸案について、必要最小限の投資で最大の効果を得るには、中長期的な視点での対応が不可欠であり、総括的な計画を策定するための調査が必要になるものと考えております。

## 富山市立北部中学校の事案にかかる調査組織の 委員について

[学校教育課]

### 1 名 称

「富山市立北部中学校の事案にかかる調査組織」

### 2 委 員

弁護士 志田 祐義 氏

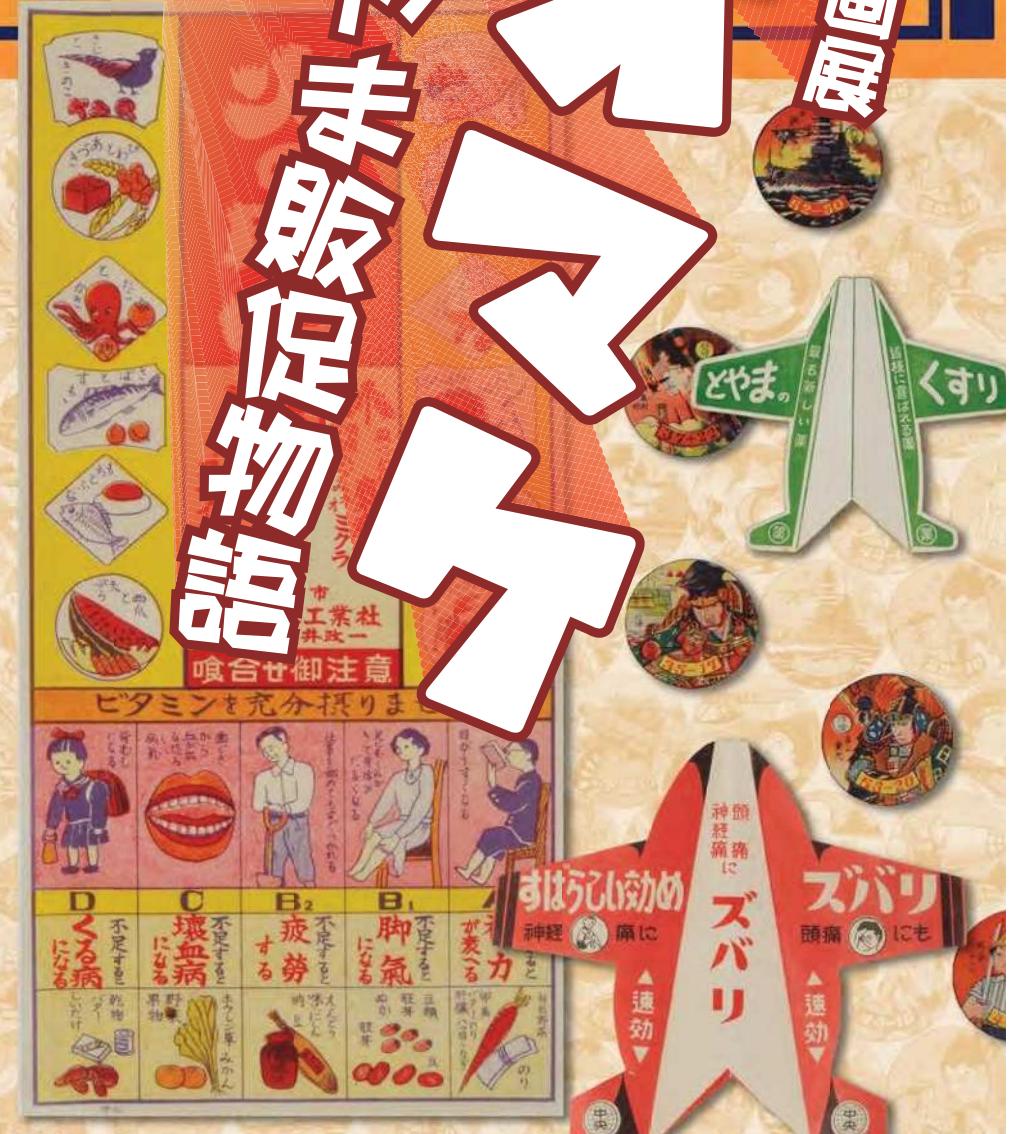
大学教授 宮田 徹 氏

社会福祉士 坂田 正博 氏



# とやま販促物語

企画展



令和4年  
12月3日土～2月5日日  
令和5年

開館時間  
午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）  
休館日  
12月14日（水）、12月28日（水）～1月4日（水）  
観覧料  
大人 210円（170円） 高校生以下は無料  
※（ ）内は、20名以上の団体料金

TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM  
富山市郷土博物館

〒930-0001 富山県富山市本丸一丁目一  
TEL 076-432-7921 FAX 076-432-1060  
<https://www.city.toyama.toyama.jp/etc/muse/>

「オマケ」はもともと、商売上の価格競争で「負け」ること、つまり商売相手との交渉や要求に「負け」ることを指していましたが、現在では商品に附帯するサービス、景品、付録をも指すようになります。意味合いの幅も広がっています。

この「オマケ」を用いた販売方法のルーツが実は富山の「売薬さん」にあったとされています。富山から全国に薬を配置して販売する「売薬さん」は江戸時代の後期からお得意さん=顧客におみやげや進物として「オマケ」を配布していました。当時は、地方と江戸や上方といった都市との往来（人の流れ）は少なく、娯楽や情報の少ない時代でした。地方の庶民にとって、「オマケ」は、都市の情報や流行など「売薬さん」を通して、文化の伝播装置としても機能したのでした。

本企画展では、「売薬さん」が配布したいろいろな「オマケ」のうち、その変遷や時代を象徴するものを中心に、現在も人気のある懐かしい「オマケ」なども併せて紹介します。



新版いろはたとゑ尽 国美画（部分）



貯金箱



貯金箱



メンコ

『少女俱楽部』  
懸賞しおり

\*写真の資料は、すべて富山市売薬資料館所蔵

**会期** 令和4年12月3日(土)～令和5年2月5日(日)

休館日 12月14日(水)、12月28日(水)～1月4日(水)

開館時間 9:00～17:00(入館は16:30まで)

**観覧料** 大人210円(170円) 高校生以下は無料

※( )内は20名以上の団体料金

※この料金で、常設展示もご覧いただけます。

【当館では新型コロナウイルス感染症対策を実施しています】

- ・入館の際には、手指の消毒やマスクの着用などのご協力をお願いします。
- ・充分な間隔を保ってご観覧いただくため、入場制限を行う場合があります。
- ・感染の拡大状況によっては、やむをえず会期を変更または休館することがあります。

◆新型コロナウイルスの感染状況により、会期を変更する場合があります。

## 常設展 富山城ものがたり

展示室では、400年以上の歴史を持つ富山城の歴史を、模型や映像も使いながら、分かりやすく紹介しています。また、4階の天守展望台からは、昔の富山城の大きさが分かります。

願海寺城跡から発見されたものも展示しています。

### ■アクセス

JR富山駅から徒歩約10分

地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩2分

市内電車「国際会議場前」下車 徒歩3分

富山空港より連絡バスで20分

北陸自動車道 富山ICより車で約15分

### ■駐車場

当館には専用駐車場はありません。最寄りの有料駐車場をご利用ください。最も近いのは城址公園地下駐車場です。



**富山市郷土博物館**

TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM

〒930-0081 富山市本丸1-62 富山城址公園内

TEL: 076-432-7911 FAX: 076-432-8060

<https://www.city.toyama.toyama.jp/etc/muse/>



富山市佐藤記念美術館企画展

# 佐藤心と庵助 の心と技 蒐集から創作まで

2022.12.10 sat. 9:00 - 17:00  
-2023.2.12 sun. (入館は16:30まで)  
12/15(木), 12/28(水)~1/4(水) 休館

主催 富山市教育委員会 (富山市佐藤記念美術館)  
観覧料 大人210円 高校生以下無料



1

富山市佐藤記念美術館企画展

## 佐藤助庵の心と技

—蒐集から創作まで

2022.12.10 sat.

► 2023. 2.12 sun.



2



3



5

当館創設者の佐藤助庵(十二代助九郎、1896~1979)は、富山県砺波市に生まれました。大正7年に早稲田大学を卒業後、家業の土木建設業を継ぎ、実業家として手腕をふるうかたわら、昭和14年からは貴族院議員を務め、戦後も地方政財界の要として活躍しました。

一方で助庵は、漢詩、俳句、書画などを善く嗜んだ風流人でもありました。とくに茶の湯には熱心に取り組み、裏千家14代淡々斎から「宗越」の茶名を受けています。また、斯界の大御所として知られた松永耳庵翁を師と仰ぎ、館内にある茶席名の由来となった「助庵」の号を拝領しています。また、晩年は自ら富山市呉羽山麓に「呉山窯」を興し、作陶にも熱心に取り組みました。

そんな助庵が生前に集めた美術品は、日本だけでなく、中国、東南アジア、中近東など幅広い地域の品物を含んでいます。そのバリエーション豊かな内容からは、たんなる茶人の肩書きを越えた、助庵の自由な蒐集精神をうかがい知ることができます。

本展では、助庵が生前に集めた千余点に及ぶ美術品の中から、とくに評価の高い優品を展示するとともに、自作の茶道具や花器なども併せて展示します。これらの品物を通じて、助庵の嗜好と人柄に触れていただければ幸いです。



4



6



7



8



9

1 「白龍耳瓶」中国 唐時代 2 「紅陶こぶ牛形注口土器」イラン ギラーン B.C.1000年頃 3 「信楽大壺」日本 室町時代 4 「白地鉄絵牡丹文四耳壺 磁州窯系」中国 元時代  
5 「備前ぼたもち七角鉢」日本 江戸時代 6 「青釉黒花筋文両手付壺」イラン グルガン 12~13世紀 7 「越中国図屏風」日本 江戸時代 8 「古染付群牛水指」中国 明時代 9 「三彩馬」中国 唐時代



当館では新型コロナウィルス対策を実施しています

□入館の際は、手指の消毒やマスクの着用などのご協力ををお願いいたします。  
□じゅうぶんな間隔をとってご覧いただくため、入場制限を行う場合があります。  
□感染拡大状況によっては、やむをえず会期を変更または休館する場合があります。

## 交通案内

□富山駅から徒歩 15 分  
□市内電車「国際会議場前」下車 徒歩 3 分  
□地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩 2 分  
□北陸自動車道 富山 I.C.より車で 15 分  
□富山空港より連絡バスで 20 分  
◎当館に駐車場はございません。最寄の駐車場(有料)は城址公園地下駐車場です。



## 富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)  
TEL. (076) 432-9031 FAX. (076) 432-9080